

児童扶養手当の加算額が変わります

「児童扶養手当法」の一部が改正され、平成28年8月1日から児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

【第2子】月額5千円 → 最大で月額1万円に

【第3子以降】月額3千円 → 最大で月額6千円に

ひとり親のご家庭は、子育てと生計を1人で担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えています。特に子どもが2人以上いるひとり親のご家庭は、より経済的に厳しい状況にあるため、第2子の加算額と第3子以降の加算額の額を増額することになりました。

また、今回は特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善を目的としているため、それぞれのご家庭の所得に応じて加算額が決定されます。

平成28年8月から加算額が増額されますが、平成28年8月から同年11月分は、4か月分の児童扶養手当の支給月である平成28年12月に支払われます。

平成29年4月から物価スライド制を導入します。

「物価スライド制」を児童扶養手当の加算額にも導入します。「物価スライド制」とは、物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて支給する額を変える仕組みです。

子どもが1人の場合の手当額には、すでにこの物価スライド制を導入していますが、子どもが2人以上の場合の加算額にも平成29年4月から導入します。

※受給者の方には、毎年8月中に提出していただく現況届を送付する際、リーフレットを同封いたしますのでご覧ください。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：宮澤

「未来につなぐ相続登記」～相続登記はお済ですか～

相続した不動産（土地・建物）についての相続登記（名義変更）は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

長い間、相続登記をしないで放置していたために、相続人が死亡してしまい、相続権のある人が次第に増え、遺産分割の協議がまとまりにくくなってしまうことがあります。

相続登記は、登記をしなければ罰せられるというものではありませんが、放置することは、自分の子どもや孫に手間と費用をかけさせてしまう結果となります。

また、相続登記をしていないと次のようなさまざまな問題が発生することがあります。

- 土地を売って現金化したいが、土地の名義が曾祖父名義になっていてすぐに所有権移転登記ができない。
- 空き家を有効利用したいが、所有者が分からず交渉できない。
- 森林の所有者が分からず、山が荒廃している。
- 用地賠償の話があったが、相続人間で争いになった。
- 所有者との連絡が取れず、災害復旧などの緊急性のある工事が遅れる。

トラブルを未然に防ぐためにも、早めに相続登記をしましょう。

【お問合せ】青森県司法書士会総合相談センター（無料相談：予約制）

相談予約受付電話 ☎ 0120-940-230

≪予約受付時間／月～金（除く祝日）10時～16時≫

青森地方法務局むつ支局（登記相談は予約制）☎ 23-3202